

令和 7 年 2 月 27 日

お客様各位

一般財団法人 宮城県建築住宅センター

窓口対応の事前予約制について

日頃より当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当センターでは、改正建築基準法・建築物省エネ法の施行に伴う対応として、受付窓口の改修及び新たな相談等対応スペースの設置を行うことといたしました。

つきましては、窓口でお待ちいただく時間を減らし円滑な対応をさせていただくため、窓口における各種相談等への対応につきまして、下記により**事前の予約制**とさせていただきます。ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

● 事前予約制の対象

1. 各業務における事前相談・建築相談[※]等（※相談票のご準備も併せてお願いします）
2. 各業務の申請図書等の補正
3. 各業務の検査における指摘事項等に対する対応

● 事前予約の方法

以下の担当課及び業務内容に応じ、電話にてご予約願います

（担当課）	（業務内容）	（電話番号）
○ 建築確認検査課	確認審査・検査、フラット、省エネ適判等	022-262-0401
○ 構造審査課	構造計算適合性判定	022-262-3717
○ 住宅保証課	瑕疵担保保険、性能評価、長期確認等	022-265-3605
○ 事業管理課	確認検査の指摘対応、定期報告等	022-262-1541

● 予約が可能な時間

午前 9 時から午前 11 時 30 分まで、午後 1 時から午後 4 時 30 分まで

※予約制の導入後は、予約のないお客様につきましては、予約をいただいている方が優先となるため、当日の混雑状況等によりお待たせする場合や席をお譲りいただく場合がございますので予めご了承ください。

※書類の收受のみの場合は予約は不要です。